

2019年
10月から

消費税率引き上げに伴い、医療費が変わります

2019年10月に消費税率が「8%→10%」に引き上げられる予定で、これに合わせた診療報酬等の見直しが行われます。
医療の技術料にあたる診療報酬本体は0.41%引き上げられる一方で、薬価等については0.48%引き下げられ、診療報酬全体では0.07%の引き下げとなりました。

前回増税時の改定をリセットし、消費税率「5%→10%」に対応する引き上げに

診療報酬とは、医療サービスの公定価格をさします。診療報酬は2年に一度改定され、今回は2020年4月を予定しています。2019年10月に臨時に改定され

るのは、医療機関が仕入れの際に負担した消費税増税分を、診療報酬に上乗せする形で補てんすることを目的としています。医療費は非課税のため、医療機関は患者から増税分を徴収することができないからです。

2014年度の消費税率「5%→8%」への増税時の改定においては、医療機関の種類によって補てん状況にバラつきがあり、全体的に補てん不足であったことなどから、今回の改定では、2014年度の改定をリセットしたうえで、基本診療料・調剤基本料への上乗せを中心に、消費税率「5%→10%」に対応する引き上げとなります。医療費ベースでは4700億円の財源を、医科に4000億円、歯科に400億円、調剤に300億円配分されます。

《初診料・再診料等を引き上げ》

初診料は2820円から2880円、再診料は720円から730円となり、2014年度改定前の点数(2700円、690円)から6%の上乗せとなります。

《薬価はマイナス改定》

薬価については、市場実勢価格に基づく改定(実勢価改定)等で0.93%引き下げたうえで、増税相当分として0.42%引き上げ、差し引きでマイナス0.51%となります。

2019年10月 診療報酬改定

診療報酬全体の改定率 ▲0.07%

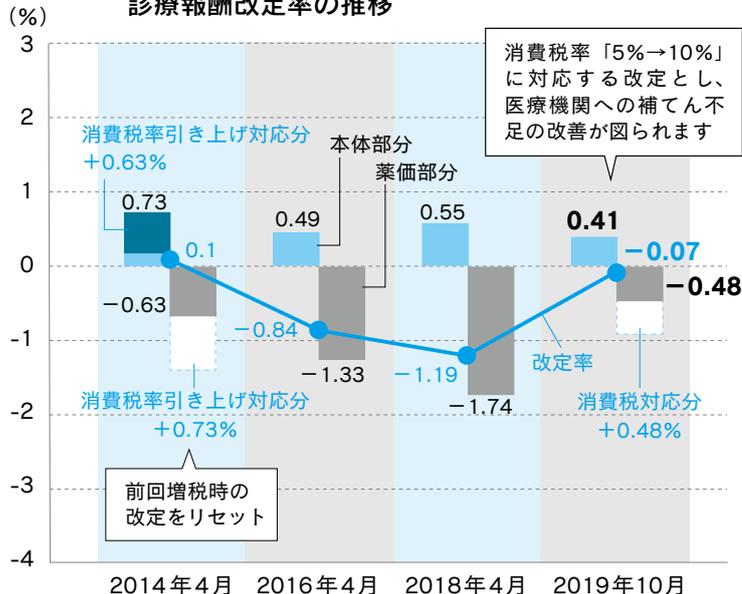
●診療報酬本体	+0.41%	●薬価等	▲0.48%
各科改定率		薬価	▲0.51%
医科	+0.48%	(消費税対応分)	+0.42%
歯科	+0.57%	(実勢価改定等)	▲0.93%
調剤	+0.12%	材料価格	+0.03%
		(消費税対応分)	+0.06%
		(実勢価改定等)	▲0.02%

改定される 主な項目	項目	2019年	
		9月まで	10月から
医科	初診料	2,820円	2,880円
	再診料	720円	730円
	外来診療料	730円	740円
	オンライン診療料	700円	710円
歯科	歯科初診料	2,370円	2,510円
	歯科再診料	480円	510円
調剤	調剤基本料*	410円	420円

*自己負担は上記の2~3割です。

※調剤基本料1の場合の額

診療報酬改定率の推移



介護報酬はプラス改定

公的介護サービスも非課税のため、介護報酬も基本単位数が引き上げられ、プラス0.39%の改定となります。また、経験・技能のある介護職員の処遇を改善することを目的とした介護職員等特定処遇改善加算も導入されます。